

令和元年度世界かんがい施設遺産の登録について

国際かんがい排水委員会(ICID)は、令和元年9月4日(水曜日)にインドネシア・バリで開催された第70回国際執行理事会において、ICID日本国内委員会が世界かんがい施設遺産候補として申請した4施設を世界かんがい施設遺産として登録することを決定しました。

国際かんがい排水委員会の審査結果について

世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会(以下「ICID」という)が認定・登録する制度であり、平成26年度に創設されました。

ICID本部に設置された審査委員会において、各国のICID国内委員会(日本事務局：農村振興局整備部設計課)から申請があった候補施設の審査が行われ、令和元年9月4日(水曜日)、インドネシア・バリで開催された第70回ICID国際執行理事会において、世界かんがい施設遺産として登録されることが決定しました。

このことにより、ICID日本国内委員会が候補施設として申請した以下の4施設が世界かんがい施設遺産として登録されます。

(注) 国際かんがい排水委員会 ICID：International Commission on Irrigation and Drainageの略、本部所在地：インド・ニューデリー

1. 十石堀(じゅっこくぼり)(茨城県北茨城市)
2. 見沼代用水(みぬまだいようすい)(埼玉県行田市、羽生市、加須市、鴻巣市、久喜市、桶川市、上尾市、蓮田市、白岡市、春日部市、さいたま市、越谷市、川口市、草加市、戸田市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町)
3. 倉安川・百間川かんがい排水施設群(くらやすがわ・ひゃっけんがわかんがいはいすいしせつぐん)(岡山県岡山市)
4. 菊池のかんがい用水群(きくちのかんがいようすいぐん)(熊本県菊池市)

登録施設の詳細については、以下のURLを御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kaigai/ICID/his/his.html>

添付資料

- 参考1. 世界かんがい施設遺産登録施設(2019年)
- 参考2. 世界かんがい施設遺産とは
- 参考3. 世界かんがい施設遺産登録施設(2018年迄)
- 参考4. 国際かんがい排水委員会(ICID)とは